

雇用環境を整えてから従業員を迎える

社会保険適用へのこだわりは、従業員への思いやり

AOSOLA合同会社

代表
大山 佳子氏

D A T A

代表者：大山 佳子
創業：2013年12月
業種：美容室
従業員数：正社員1人
所在地：東京都練馬区大泉3丁目13番地26
TEL：03-3923-9014



「また来たくなる美容室」
最高のロケーション

大泉学園駅から徒歩十五分。閑静な住宅街の中に、AOSOLA美容室はある。一見、民家のような建物の二階に、暖かな陽が差しこむ居心地の良い待合室と二席のカットスペースがある。窓から見える梅の木は、季節になると、ちょうど目線の高さに花を咲かせるそうだ。社名の由来にもなった青空が視界いっぱいに広がる明るい待合室には、ピアノや画集が置いてあり、まるでお洒落なリビングのようだ。

代表である大山氏は、二十五年間別の美容室で取締役として勤務した後、独立し、二〇一三年十二月にAOSOLA美容室を開店した。それまで同じ店で六年間働いていた妹も一緒に働くこととなつた。オーブンしてから二年後、二〇一六年九月に法人化している。

同社は、法人化する前にこの専門家派遣事業に申し込みをした。従業員を雇う前にこの事業を利用するのは珍しいケースである。

雇用環境を整えてから従業員を迎える

専門家派遣スケジュール

(コンサルタント・社会保険労務士
改善取組項目・雇用環境整備の推進)

平成28年6月22日

雇用契約書作成についてアドバイス

平成28年7月8日

ハローワーク求人票の書き方についてアドバイス

平成28年7月22日

各保険のしくみと手続きについて解説

平成28年8月23日

雇用後の帳簿類、事業所として
社会保険に加入するための手続きについて説明

平成28年9月12日

作成後の雇用契約書確認、雇用契約時のアドバイス等

取り組み内容は、ハローワークでの求人の出し方や雇用契約書の作成方法、社会保険や労働保険の手続きである。どれも、従業員を雇用する際の最初のステップだ。

ハローワークでの求人の出し方は、書き方見本があるものの、実は難しい。労務に関する法律的な知識がないと、年間休日を何日設定すれば法令違反でないのか、そもそも給料はいくらで設定すればよいのかなど、基本的なことが分からず、求人票が書けないからである。雇用契約書についても同様だ。インターネットで検索して

社会保険の大切さを 切に感じて

大山氏は、開業後に個人事業主として社会保険に任意加入をしている。個人事業主の場合、業

探せば雑形はいくらもあるが、どの雇用契約書が自社に最適か、内容の過不足はないかななど、専門家に相談した方が効率が良いと大山氏は言う。

特に美容院では、シャンプーによる手荒れや、染髪作業による洋服の汚れなど、業界ならではの問題がある。どのように対処するべきなのか、雇用契約時のポイントはどこかなど、社会保険労務士からのアドバイスが役に立ったそうだ。

現在、妹と一緒に美容室を運営しているため、どちらかが体調不良に陥った場合、きちんと顧客対応ができないというリスクがある。そのため早急に従業員を雇用する必要性を感じているそうだ。

美容師は、二十代は修行の時期で

探せば雑形はいくらもあるが、どの雇用契約書が自社に最適か、内容の過不足はないかななど、専門家に相談した方が効率が良いと大山氏は言う。

として勤めながら子どもを出産した大山氏の妹は、切迫早産で妊娠四ヶ月からほぼ寝たきりの生活になってしまったことがある。出産にはさまざまなりスクが伴うが、社会保険に加入していれば傷病手当金の申請ができるのである。物入りな時期に仕事を休まざるを得ず収入が無くなり、何の保障も受けられないという妹の現実に愕然とした大山氏は、「自分が独立したら、従業員のためにも社会保険にきちんと入れるようにしなければ」と固く心に決めたのだと言う。

二十年後にきっとわかる 社会保険の大切さ

「従業員が社会保険に入つて良かったと思うのは、今ではなく二年後だと思うんです」と、大山氏は話す。確かに、月々のお給料

は、社会保険料が控除されるとで手取りが減る。出産や病気などが多く、日常生活を日々無事に過ごせている間は、手取り収入が減る痛手の方が大きくなる。しかし老後を迎えたときは、社会保険の必要性を感じることは難しい。しかし老後を迎えたとき、本当の意味で社会保険のありがたみを理解できるだろう。



今後の構想は、AOSOLA美容室と同じようく空き家物件のリノベーションを行い、少人数でも家庭と仕事を両立できるようなスタイルで運営する美容室を増やしていくことだと言う。

取材後記

社会保険の必要性を実感する機会は少なく、渡々加入するケースも少なくない。任意加入をしても社会保険が大事だと話す大山氏の言葉は社会保険労務士として嬉しく感じた。従業員を雇用する前から専門家に相談するメリットは大きいので、同社のように法人化したばかりの企業にもこの事業を活用していただきたい。

● 社会保険労務士・宮下麻衣子

社員労働条件通知書兼雇用契約書	
年	月
甲 AOSOLA 美容室 東京都練馬区西大泉 3-13-26 代表 大山佳子 印	
乙 (住所) (氏名) 印	
甲乙は、次の通り有期限用契約を締結し、双方で各 1通を保有する。 契約期間 期間の定め (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)	
試用期間 なし	
就業の場所 AOSOLA 美容室 (東京都練馬区西大泉 3-13-26)	
従事すべき業務の内容 美容室業務全般	
始業・終業時間および休憩時間は次の通りとするが、業務の都合により変更する場合や、 時間外労働および休日労働をしる場合がある。 始業 8 時 30 分 終業 17 時 30 分	
休憩時間 (60) 分	
休 毎週火曜日と、その他に 1 日または 2 日の休日をシフト制により与えるものとする。 毎月 25 日までに翌月分のシフトを通知する。	
賃 金	
1 基本賃金	() 円
2 諸手当の額及び計算方法	
通勤手当	() 円
手当	() 円
手当	() 円
3 法定期間外・休日における深夜労働に対する支払われる割増賃金率 イ 法定期間外・休日における深夜労働に対する支払われる割増賃金率 △ 法定期間外・休日 (125) % ロ 休日 法定期間外 (135) % ハ 夜勤 (25) % 八 遅勤、遅刻、早退及び私用外出については、1箇月の平均所定労働時間数を基に、 基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。	

社員労働条件通知書兼雇用契約書

実は、前職で二十五年間、代表取締役へ社会保険加入の必要性を訴えてきたが、その思いが叶わなかつたのだと言う。同じ美容室で従業員として勤めながら子どもを出産した大山氏の妹は、切迫早産で妊娠四ヶ月からほぼ寝たきりの生活になってしまったことがある。出産にはさまざまなリスクが伴うが、社会保険に加入していれば傷病手当金の申請ができるのである。物入りな時期に仕事を休まざるを得ず収入が無くなり、何の保障も受けられないという妹の現実に愕然とした大山氏は、「自分が独立したら、従業員のためにも社会保険にきちんと入れるようにしなければ」と固く心に決めたのだと

もあり、朝早くから夜遅くまで働くことが多い。しかし、家庭を持ち、子育てをする三十代や四十代以降は、二十代と同じような働き方を続けることが難しくなってくる。技術を持ちながら、働けずに埋もれている元美容師は多数いると言う。

同社では、週一回ほど働ける従業員を三人雇用したいと考えている。それが実現すれば、従業員自身も家庭と両立しやすく、店側も従業員の急なシフトに対応できるので、リスクヘッジになるからである。「ブランクがある方でも、シャンプーからスタートして徐々に復帰してもらいたいと思つていま

